

住民監査請求書

令和8年9月4日

稲城市監査委員 御中

請求人

住所

氏名

電話

地方自治法第242条第1項の規定により、次のとおり監査を請求します。

1 請求の対象

稲城市が設置するオーエンス健康プラザにおける男子更衣室ロッカーの維持・管理について、指定管理者による施設管理が適切に行われているか、また、稲城市による指定管理者の管理・監督等が適切に行われているかについて、監査を求めるものです。

2 具体的な事実

オーエンス健康プラザの男子更衣室にはロッカーが設置されています。

請求人が現地を確認したところ、男子更衣室のロッカーについて、使用禁止表示があるものの5台、使用禁止表示はないものの使用できないもの2台、合計7台が使用できない状態となっていました。

男子更衣室のロッカー総数は140台であり、そのうち7台が使用できない状態であることから、利用者が通常利用できるロッカー数が減少している状況となっています。

特に、使用禁止表示のある5台については、施設側において使用できない状態であることが明示されています。

また、使用禁止表示のない2台についても、請求人が現地で確認したところ、通常のロッカーとして使用することができない状態でした。

このような状態がいつから発生していたのか、故障等の原因、修繕・交換等の対応が行われているのか、指定管理者から稲城市に報告されているのか、また、稲城市がこれを把握し、必要な対応を求めているのかについて、請求人が確認を試みました。

しかし、ロッカーに関する行政情報開示請求については、対象となる文書が存在しないとして不開示となっています。

したがって、現時点では、これら7台について、いつから使用できない状態となっているのか、修繕・交換等の対応が検討・実施されたのか、市と指定管理者との間でどのような報告・協議が行われたのかが明らかではありません。



3 監査を求める理由

指定管理者制度によって施設の管理運営が行われている場合であっても、市の施設について、その維持・管理が適切に行われているかを市が適切に把握・確認することは重要です。本件では、男子更衣室において 7 台のロッカーが使用できない状態となっているにもかかわらず、その発生時期、原因、修繕・交換等の対応状況及び市による確認状況が明らかになっていません。

そこで、監査委員において、次の事項について確認・監査することを求めます。

1. 男子更衣室のロッカー7 台が使用できない状態となっていることについて、指定管理者による維持・管理が適切に行われているか。
2. 当該 7 台について、故障等の発生時期、原因及び使用不能となった経緯を市が把握しているか。
3. 修繕、交換その他必要な対応が適切に検討・実施されているか。
4. 指定管理者から稲城市に対して、当該ロッカーの使用不能状況について報告等が行われているか。
5. 稲城市が指定管理者に対して必要な確認、指示、改善要求その他の対応を行っているか。
6. これらの施設の維持・管理について、稲城市の財産管理その他の財務会計上の措置に適切性を欠く点がないか。

以上について監査を実施し、必要がある場合には、適切な措置を講ずるよう求めます。

資料 1 男子更衣室ロッカー状況一覧図（イラスト）

- 使用禁止表示あり 5 台
- 使用禁止表示なし・使用不能 2 台
- 合計 7 台

資料 2 オーエンス健康プラザ 2 階平面図

男子更衣室及びロッカーの位置関係を確認するための資料。

資料 3 行政情報開示請求に対する不開示決定等の資料

ロッカーに関して請求人が行政情報の開示を求めたものの、対象文書が存在しないとして不開示となったことを示す資料。

資料 1

男子更衣室 使用できないロッカーの状況（イラスト化資料）

確認日時：令和8年8月3日（日）15時47分～15時49分
確認場所：オーエンス健康プラザ 男子更衣室

資料① ロッカー519番	資料② ロッカー613番	資料③ ロッカー637番	資料④ ロッカー595番	資料⑤ ロッカー597番
・利用禁止表示：あり ・鍵穴の状態：鍵は刺さっていない	・利用禁止表示：あり ・鍵穴の状態：鍵は刺さっていない	・利用禁止表示：あり ・鍵穴の状態：鍵は刺さっていない	・利用禁止表示：あり ・鍵穴の状態：鍵は刺さっていない	・利用禁止表示：あり ・鍵穴の状態：鍵は刺さっていない

資料⑥ ロッカー625番（表示なし）	資料⑦ ロッカー634番（表示なし）
・利用禁止表示：なし ・鍵穴の状態：鍵は刺さっていない ・カード受けの状態：紙状のものが入っている	・利用禁止表示：なし ・鍵穴の状態：鍵は刺さっていない ・カード受けの状態：紙状のものが入っている

【確認概要】

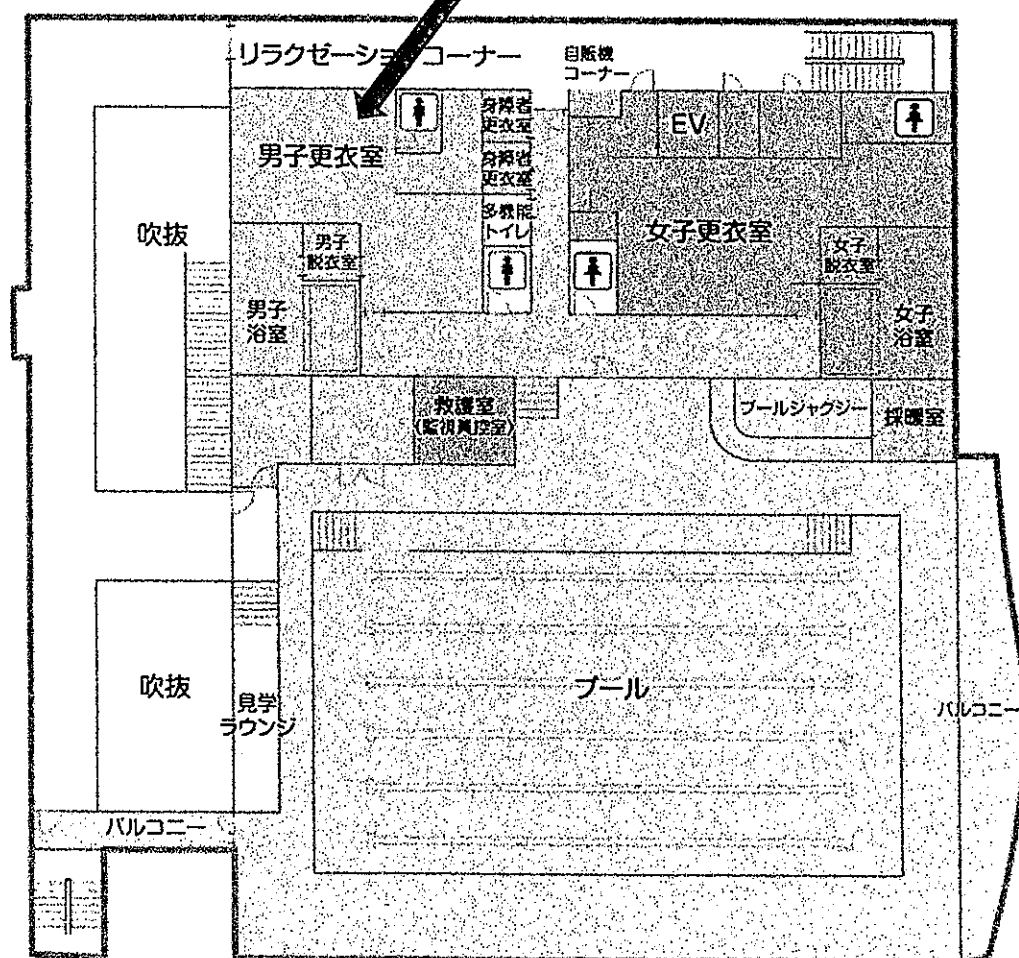
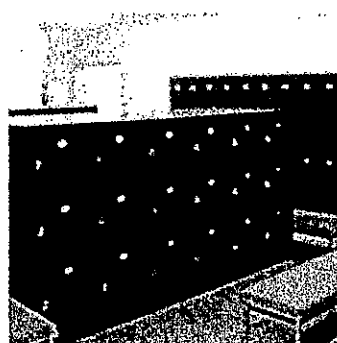
- ・確認日時：令和8年8月3日（日）15時47分～15時49分
- ・確認場所：オーエンス健康プラザ 男子更衣室
- ・上記7台のロッカーが、通常使用できない状態であることを確認した。

※本資料は、現場での目視確認および記録（スケッチ）に基づき作成したイラスト化資料です。
写真の撮影は施設内で禁止されているため、現場でスケッチを行い、後日資料としてまとめました。

資料 2

オーエンス健康プラザ 2階平面図

● 更衣室



(日本産業規格 A 列 4 番)



様式第5号（第4条関係）

稲 福 健 第 2139号

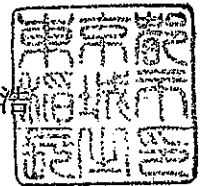
令 和 8 年 8 月 18日

行政情報開示決定等期限延長通知書

（開示請求者）

様

稲城市長 高 橋 勝 清



令和8年8月4日付で開示請求のあった行政情報につきまして、稲城市情報公開条例（平成14年稲城市条例第30号）第12条第2項後段の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので、その旨を通知します。

1 開示請求のあった行政情報の内容	令和8年8月3日現在のオーエンス健康プラザ2階の男女更衣室内のロッカーの故障情報 ・修繕依頼書 ・修繕報告書 ・点検報告書 ・故障受付簿 ・修繕発注書 ・修繕完了日が分かる記録
2 延長後の期限	令和8年9月1日
3 延長する理由	短期間に複数の開示請求があり、事実確認等に時間を要するため。
4 連絡先	福祉部 健康課 電話 042-378-3421
5 備考	



様式第4号（第3条関係）

稲福健第2209号

令和8年9月1日

行政情報非開示決定通知書

（開示請求者）

様

稲城市長 高橋 勝浩



令和8年8月4日付けで開示請求のあった行政情報につきまして、稲城市情報公開条例（平成14年稲城市条例第30号）第11条第2項の規定により次のとおり開示しないことを決定しましたので、その旨を通知します。

1 開示請求のあった行政情報の内容	令和8年8月3日現在のオーエンス健康プラザ2階の男女更衣室内のロッカーの故障情報 ・修繕依頼書・修繕報告書・点検報告書・故障受付簿・ ・修繕発注書・修繕完了日が分かる記録
2 開示しないこととした理由	上記請求事項については、文書が存在しないことから、非開示とします。
3 開示することができるようになる時期	
4 連絡先	(1) 開示請求の手続について 総務部文書法制課 文書法制係 電話 042-378-2111（内線514・516） (2) 開示した情報の内容について 福祉部 健康課 健康推進係 電話 042-378-3421
5 備考	(1) この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、稲城市長に対して審査請求をすることができます。 (2) この決定については、上記(1)の審査請求のほか、稲城市を被告として（訴訟において稲城市を代表する者は稲城市長となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます。期日は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内です。ただし、上記(1)の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。 (3) 上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間を経過した後であっても審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。